

○ニセコ町農産物加工化支援事業補助金交付要綱

平成 22 年 3 月 24 日

訓令第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ニセコ町内農産物等を活用した加工研究による地域特産品の開発や、農業者の起業化など多様な取り組みを支援するために、町が行うニセコ町農産物加工化支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、ニセコ町補助規則（昭和 52 年ニセコ町規則第 3 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(事業対象者等)

第 2 条 本事業の対象者は、ニセコ町内に在住する農業者を含む、ニセコ町民又はニセコ町内に勤務する者 3 名以上で構成された団体（以下「団体」という。）とする。

2 補助金の交付対象は、町内農産物等を活用した地域特産品の研究、開発及び振興等に対する事業（以下「事業」という。）とし、その対象経費は次の表に掲げるとおりとする。ただし、交付対象経費への補助金額の上限は、1 事業主体あたり 1 件 20 万円とする。

事業区分	対象経費
地域特産品の研究、開発及び振興等に対する事業	(1) 原材料、備品及び消耗品等の購入費 (2) 会場、器械等の借上費 (3) 各種申請・手続き等に要する経費 (4) 研究・開発指導助言に要する経費 (5) その他町長が認める経費

(申請方法)

第 3 条 規則第 3 条第 4 号に定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 団体の規約等
- (2) その他必要な書類、説明資料

(交付条件)

第 4 条 規則第 5 条第 3 項の規定による補助金の交付に必要な条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (2) 補助事業により取得した財産の更新にかかる事業申請は認めないものとする。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。